

【障害福祉サービス等事業所】 令和5年度以降の受付窓口について

下記の手続書類については、（公財）東京都福祉保健財団の窓口において受付します。

変更先

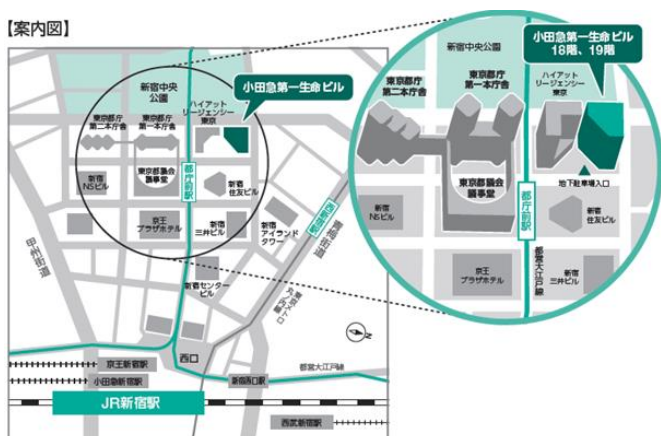
公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル18階

＜交通＞
各線「新宿駅」西口から徒歩10分
都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分

※お問合せ先・郵送先は
次頁をご覧ください。

【案内図】



変更日

令和5年4月1日（土曜日）

※窓口業務は4月3日から開始します。

※4月3日から5日までは、業務引継等のため、不要不急のお問い合わせはご遠慮願います。

対象 手続書類

- ・新規指定申請書（事業計画等の事前相談を含む）
- ・変更届出書（事業所移転やユニット増設等の事前相談を含む）
- ・指定更新申請書
- ・廃止、休止、再開届出書
- ・（特定相談支援・障害児相談支援に係る）事業開始届

※八王子市内の事業所は、引き続き八王子市が受付窓口となります。

※児童系サービスについて、児童相談所設置区内の事業所は、引き続き当該区が受付窓口となります。

＜訪問系サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

＜一般相談支援＞

地域移行支援、地域定着支援

＜居住系サービス＞

共同生活援助、短期入所、自立生活援助、施設入所支援（新規指定申請を除く）

＜日中活動系サービス＞

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

＜児童系サービス＞

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室

<電話受付時間>
9時00分から17時00分まで（土日祝日を除く）

問合せ先
※令和5年4月～

障害福祉サービス等	電話番号
訪問系サービス、自立生活援助、一般相談支援、 （特定相談支援に係る）事業開始届に関する事	03-6302-0257
共同生活援助、短期入所	03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援	03-6302-0308
生活介護、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援	03-6302-0313
児童系サービス、（障害児相談支援に係る）事業開始 届に関する事	03-6302-0315

※処遇改善加算等の問い合わせ窓口は従前通り、03-5320-4230となります。
※令和5年3月末までは、東京都福祉保健局障害者施策推進部の各所管部署が窓口と
なります。

書類の
郵送先

【郵送先】
〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室
（サービス種別名） 宛

申請書等の書類提出時は、
宛先に「サービス種別名」
を明記してください。

